

令和5年2月7日  
世田谷保健所  
感染症対策課

## 世田谷区手数料条例の一部改正について

### 1 主旨

予防接種に関する証明書（新型コロナワクチンを除く。）については、各総合支所健康づくり課を窓口として、世田谷区民に対し、母子手帳に記載されている予防接種履歴に関する証明書を作成し、交付している。予防接種に関する証明書は、複数の種類の予防接種履歴を1枚にまとめて作成しており、証明書交付手数料として、1通につき300円の手数料を徴収している。

一方で、世田谷区手数料条例（以下「条例」という。）第3条第3項第4号には、「予防接種に関する証明にあつては1種をそれぞれ1事項として件数を計算するものとする。」との記載があり、これに従うと、10種の予防接種履歴に関する証明書を作成して交付した場合、1通につき3,000円の手数料を徴収することとなり、現状の運用との相違が生じている。

証明書1通につき300円を徴収している現状の運用に即した形に改めるため、条例を改正して規定を整備する。

### 2 条例改正の概要

#### (1) 改正内容

- ① 条例第3条第3項第4号本文中「予防接種に関する証明にあつては1種」を削除するとともに、規定の整備を図る。
- ② 附則に施行期日等について新設し、改正規定は公布の日から施行し、改正後の第3条第3項の規定は、平成30年3月6日から適用することを規定する。

#### (2) 施行日

公布の日

#### (3) 新旧対照表

別紙「新旧対照表」のとおり。

### 3 その他

条例の改正案については、条例を所管する総務部より、令和5年第1回区議会定例会において提案する。

## 世田谷区手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区手数料条例 平成12年3月13日条例第3号</p> <p>第1条～第2条 略 第3条 略 2 略 3 前項の規定による回数又は件数の計算については、次に定めるところによる。 (1)～(3) 略 (4) 証明については、1通につき、同一人に係る同一事項ごとに1件とする。この場合において、区税に関する証明にあつては1税目、土地又は建物に関する証明にあつては1筆又は1棟をそれぞれ1事項として件数を計算するものとする。 <u>(5) 前号の規定にかかわらず、本籍又は住所を同じくする家族の同一事項に関する証明(区税に関する証明を除く。)については、その人数にかかわらず1通につき1件とする。</u></p> <p>4 略</p>	<p>○世田谷区手数料条例 平成12年3月13日条例第3号</p> <p>第1条～第2条 略 第3条 略 2 略 3 前項の規定による回数又は件数の計算については、次に定めるところによる。 (1)～(3) 略 (4) 証明については、1通につき、同一人に係る同一事項ごとに1件とする。この場合において、区税に関する証明にあつては1税目、土地又は建物に関する証明にあつては1筆又は1棟、<u>予防接種に関する証明にあつては1種</u>をそれぞれ1事項として件数を計算するものとする。 <u>ただし、区税に関する証明を除き、本籍又は住所を同じくする家族の同一事項に関する証明は、人数にかかわらず1通ごとに1件とする。</u></p> <p>4 略</p>
<p>附 則 <u>(施行期日等)</u></p> <p><u>1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</u> (1) <u>次号に掲げる改正規定以外の改正規定及び次項から附則第4項までの規定公布の日</u> (2) <u>別表第1の102の項の次に1項を加える改正規定並びに同表の107の項、109の3の項及び121の項から123の2の項までの改正規定 令和5年4月1日</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の第3条第3項の規定は、平成30年3月6日から適用する。</u></p> <p>以下 略</p>	<p>附 則 (新設)</p> <p>以下 略</p>
<p>以下 略</p>	<p>以下 略</p>